

令和4年9月26日

第9回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第9回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和4年9月26日				招集場所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後1時58分				閉会の日時	午後3時36分			
会 長	小 倉 和 夫				職務代理	柳 田 浩			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	野 口 悦 夫	○		9	瀬 下 京 子	○			
2	江 川 芳 夫	○		10	小 川 達 男	○			
3	中 島 利 雄	○		11	柳 田 浩	○			
4	松 本 昇	○		12	小 倉 和 夫	○			
5	山 岸 和 男	○		13	早 川 初 男		○		
6	嶋 村 淨	○		14	関 口 豊 充	○			
7	佐久間 尉 匡	○		15	新 井 明 弘	○			
8	松 村 文 夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局 長 駒 宮 敏 之				
					次 長 前 島 勝 己				
					主 幹 藤 間 みゆき				
					主 幹 新 井 昌 典				
					主 幹 関 田 毅				
					主 査 大 熊 健 太 郎				

開会 午後 1時53分

○局長（駒宮敏之君） 皆さんこんにちは。

定刻ちょっと前ですけれども、皆さんおそろいですので、これより、令和4年第9回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



### ◎開会の宣告

○局長（駒宮敏之君） それでは、早速、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

連続して発生しておりますが、台風の影響もありまして、大雨や長雨で稲刈りのほうもなかなか進まなかったということもあったかと思いますが、ようやく天候のほうも回復してまいりますので、これから無事、皆さま方の収穫が終了しますことをご祈念したいと思っております。

それでは、これより令和4年第9回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いたします。



### ◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。

続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

しばらく本当に天気が悪くて、稲刈りができないという感じだったんですけれども、今日は、本当に稲刈り日和ということで、皆さん方にはそわそわするような議会ではないでしょうか。ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今朝の農業新聞で、小川町の有機農業の大家であります、さんという方が亡くなっ

たと。小川町で率先して有機農業を進めて普及しているという、いろんな国だとか、褒章とかいただいている方でございますけれども、であったというようなことで、農作業中に心筋梗塞かな、俺の農法で長生きしなくては駄目だと言っていたんですけれども、そういうニュースがありまして、また、この地区に関係のあります野中代議士が副大臣に、しかも農水副大臣ということで、早速、会議が立て込んでいるようでございして、この間ちょうど話を聞きましたら、オランダの施設園芸は凄い規模でびっくりしたという話と、ヨーロッパでは非常にガソリンが高いそうです。リッター300円ちょっとで、それに比べると日本はまだいいんじゃないのということになるんでしょうけれども、なかなかヨーロッパ、ロシアのウクライナとの戦争という、大変なことになっているようでございますけれども、日本におきましても、円安とか、いろんな経済的に大変な時期でございまして、農家におかれましても、資材高騰ということで、なかなか経営に難しい立場にあります。

そういった中で加須市の農業を何とか発展させていくという意味でも農業委員会の役割は大きいかなというふうな話もございました。いろんな案件もございまして、次の農業の発展のためにご尽力をいただけるよう、重ねてお願いを申し上げます、開会のご挨拶いたします。

今日もよろしくお願いいたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。



### ◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会でございますけれども、現在、委員の総数15人のうち、過半数を超える全員15人の委員にご出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第27条3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○局長（駒宮敏之君） それでは、早速議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。

---

◇

**◎総会議事録署名委員の指名**

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

5番 山 岸 和 男 委員

6番 嶋 村 淨 委員

の両委員さんを指名いたします。

---

◇

**◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決**

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の10件を議題といたします。

初めに、1番、2番及び3番の水深地区の案件については関連がございますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

3条の1番、2番、3番は譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人はそれぞれ経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

9月15日、推進委員の小山さん2人で、現地確認並びに聞き取りを行いました。現地はふだんは結構草が生えているところなんですけれども、見に行ったときはきれいに管理をされておりました。その後、一番上の さんのお宅へ行ったんですけれども、不在でした。次に さんのお宅へ行ったんですけれども、これもまた不在で、最後に一番下の さんのところへ行ったところ、ご本人がおりましたので話を聞いたところ、前々からこちらのほうの農地を譲ってほしいということで話がありまして、もう自分も管理ができないし、米も作れるような状態ではありませんので、手放すことにしたということでございました。

これ言っているのかどうか分からないですが、すぐ隣に という建築会社のような資材置場があるんですけれども、もしかしたら、将来的にはその、何ていうんですか、砂利とか、そのようなものを置くような形にするのかなというようなことを本人はおっしゃっていましたが、取りあえずしばらくの間はこの譲受人の さんのほうに管理をしていただくということで、問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。  
どうぞ。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

参考のために、ここは県道のへりですよ。

○7番（佐久間尉匡君） そうですね、はい。

○4番（松本 昇君） 結構、条件的にもいいんですけれども、単価は大体どのくらいかを、すみません、ちょっと興味がありますのでお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） お待たせいたしました。

筆によって少し違うんですけれども、大体、1反……。

○事務局（前島勝己君） 約46万円と記載されています。

○4番（松本 昇君） 全体か。

○事務局（前島勝己君） 今後、県道がこの土地沿いを通る予定です。

○4番（松本 昇君） 分かりました、すみません。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、1番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており効率的に経営規模拡大ができるため、譲渡人は所有者の相続財産管理人であり、当該農地の売買について裁判所の許可が下りたため、今回の申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

9月14日推進委員の腰塚さんと現地を確認し、譲受人の さんに現地にて説明を受けました。この土地は さんが耕作していた土地で、相続が発生したものの相続放棄となり、相続財産管理人弁護士から話があり購入することとしたものであります。

現地は稲が作付されており、問題ないと判断をいたしました。ご審議をよろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は、配偶者が亡くなり農業をやめるため、今回の申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(新井明弘君) 15番、新井です。

9月22日に、推進委員の小山さんと2人で現地を確認して、そして譲渡人の さんより話を聞きました。この土地は現在、耕作、稲が終わっておりますけれども、そこを地元、 の さんという方が耕作をしているそうなのですが、 さんが さんに耕作できないでどうするとか、この後どうするというような話をしたところ、手放してもいいよというようなことで、こういう形になったんですけれども、何で の さんかといいますと、耕作している さんの奥さんのお兄さんだそうです、この さんというのは。だから、全然他人じゃなく、関係があるので、じゃ、 さんが買ってもいいよというようなことで、売買というようなことで、この申請になったということですので、許可相当と判断しました。ご審議をお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番の不動岡地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします

す。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営を継続するため、譲渡人は高齢により農業に従事できないため、今回の申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番(早川初男君) 12番、早川です。

25日に松本さんと現地確認と さんの話、聞かせていただいたところ、親子ですので、別に問題ないと判断したわけです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番の志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

この案件につきましては、実はこの議案になる前に、7月29日に地元の区長さんから相談がありまして、この さんという方が さんに譲りたいということで、私も立ち会って集会所で同席した上で話をした案件なんです。

9月15日に現地調査をしました。推進委員の小坂さんと行きましたが、そのときは さんと さんは見えませんでした。先ほども言いましたとおり、7月29日に区長さんを変えてどうするかという協議した中で、 さんがやっていますので、買いますということなんで、その場で成立してその後、申請したと認識しております。

現地調査は残念ながら今回、今年はつくっておりません。 さんという東京にお住いの方なんです、このお父さんが、私と同級生なんで、もう亡くなりまして、奥さんも東京に住んでいまして、この さんという方も東京に住んでいるということで、実家はすぐそばにあるんですが、誰もいないということなんで、ぼちぼちと言ったらおかしいですけども、処分をしたいということなんで、特に問題はないというふうに判断しました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番の鴻葦地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、7月の総会で許可相当とのご意見をいただいた案件ですが、譲受人相違のため取下げし改めて申請するもので、売買による所有権移転であり、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため今回の申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても

特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 浄君） 6番、嶋村です。

今、事務局から説明あったように、最初、  
さんで申請があったんですけども、  
本人高齢で息子さんに譲りたいとか、そういうお話もちらつとそのときあったんですけども、  
取下げして、改めて さんという、これご長男なんですけれども、 さんの名前で  
今回申請になったということです。

別に問題なくよろしくご審議お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は高齢により耕作できないため、今回の申請  
となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作  
についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（山岸和男君） 5番、山岸です。

9月19日に、推進委員の石川さんと現地確認、並びに聞き取りをいたしました。現地な  
んですけれども、稲が刈取りの跡がありましたので、今年も稲作を作付しておりました。

聞き取りなんですけれども、譲渡人と譲受人が、兄弟で、 さんがお姉さん、

さんが弟さんということで、話によると22年ぐらい前に相続で　さんがこの申請地を取得をしましたが、ゆくゆくは実家の近くに家でもという、当時は考えがあったらしいんですが、20年過ぎまして、こちらに来ることがないということで、贈与でまた戻すということで、今回の申請となりました。

一応、ここは5畝ぐらいなんですけれども、申請地は、この申請地の左側、ここも実家の土地ということで、　さんがずっと稲の作付を、何か申請地の左側も一緒に稲作をずっとやっていたということで、許可相当と判断しましたので、審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、10番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており効率的に経営規模拡大ができるため、譲渡人は高齢により耕作できないため今回の申請となっております。なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がりましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君）　9番、瀬下です。

9月22日、松村推進委員と現地調査を行いました。現地は　と　が大豆が植えてありまして、　は肥料用のトウモロコシがありました。ほか4筆に関しましては、稲が植えてありました。

譲渡人の　さん宅をお邪魔いたしましてお話を伺ってきましたけれども、お父様がい

らっしゃった頃は一緒に耕作をお手伝いされていらっしゃったんですが、お父様が亡くなられてからは　　さんが相続されて、近隣の方などに耕作をお願いしていたらしいんですが、現在、　　さんは独り住まいで、十分な管理ができないということで、今回の申請になりました。

また、譲受人の　　さん宅にお邪魔をしてお話を伺ってきました。　　さんは2年ほど前から終活をしたいというお話があったそうで、　　さんは地元では手広く耕作されているので、お願いしたということです。問題ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君）　次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の3件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

位置図9ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、長屋住宅1棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

9月17日、申請者の さん宅を訪れ、また、現地を見させてもらいました。

現地につきましては、住宅街であり、また、長屋住宅を建てるということで、何ら問題なく、また、この場所には何も作付されておりました。何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番の大桑地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図10ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、相続で自己用住宅を取得したが、農地であることが判明したため改めて申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、現在は空き家であるが今後も管理していきたいとのことであり、線引き以前から宅地として利用されていることが当時の航空写真から判断できることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

9月21日に推進委員の落合さんと2人で現地確認に行ってまいりました。

現地で さんの代理の の さん、 さんの2人にお会

いし、いろいろないきさつやお話を伺ってまいりました。

その結果、何も問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図11ページ及び土地利用計画図の4-3をご覧ください。

本案件は、隣接する宅地と一体で、加須東病院の職員用貸駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第3種農地と判断され、病院の隣接地であり、病院との賃貸契約もされていることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

9月21日に推進委員の落合さんと2人で現地確認に行ってまいりました。

現地で さん夫婦と代理の さんにお会いし、いろいろお話を伺ってまいりました。

その結果、何も問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、3番の元和地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙

手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の18件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図12ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(野口悦夫君) 1番、野口です。

9月17日に、推進委員の榎本さん、小林さんの3人で、譲渡人の さん宅を訪れ、現地を見てまいりました。

現地につきましては、作物は作られておりませんでした。また、譲受人の自己住宅ということで、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の大桑地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図13ページ及び土地利用計画図の5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、既存の駐車場を敷地拡張するもので、令和4年7月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、既存駐車場の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(佐久間尉匡君) 7番、佐久間です。

9月15日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに譲受人の  
の さんからお話を聞きました。

現地は草が若干生えておりましたけれども、管理はされておりました。その後、この代表の さんにお話をしたんですけれども、事務局の説明のとおり大型トラック等入庫したときに、何ていうんですか、切り返していろいろ不自由なため、1年ほど前にたしかこの隣の土地も敷地拡張で広げたんですけれども、さらに隣も広げたいということで申請したということでございましたので、許可相当として判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図14ページ、15ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地、青地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、改良後も担い手が小麦を作付する計画でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく9月15日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに聞き取りを行いました。

現地は 番地と 番は稲が作ってありまして、 と 、そして一番上の は、若干草は生えておりましたけれども、それなりに管理はされておりました。

その後、譲渡人の さんのお宅にお伺いをして、奥様からお話を聞いたんですけども、この右側の隣の農地は全て盛土をしてあって、小麦はまだ作っていなかったと思うんですけども、ほとんどのところがもう高くなっているということでございました。この間に挟まれた、多分 番地だと思うんですけども、ここは、何ていうんですか、耕作放棄地に近いような形で、木は生えてはおりませんでしたけれども、何でこの人は今回協力しないんですかねと聞いてみたところ、できたら農地を買ってもらいたいと、 さんに。買ってあげれば何しても構わないんだけども、買えないんだっらいじらないでほしいということで、今回はここの部分だけちょっとやらずに、ほかも、ですから全部高くなるというような形になるんですけども、この農地以外にも幾つかこのような、近くに土地があるということでしたけれども、今回、金銭的なことで条件が合わないため、そこだけちょっとできなかったんですけども、ほかのところは問題ありませんので、許可相当として判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 県のほうへいくと、どうしてもこの残ったところの説明というのを求められるので、明確な答えというか、説明がされたほうが県のほうとしても判断しやすいというか、どうしてもそこが残っちゃった、その理由説明がどうしてもついてきますので、その点は皆さんにここで許可になったとしても、事務局サイドで、県のほうでも質問をされるということを承知していただきたいと思います。

ご質疑、ご意見はこれでないと思いますので、採決したいと思います。

3番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図16ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅の建築及び道路後退を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく9月15日、推進委員の小山さんと現地確認並びに聞き取りを行いました。

現地は自宅のすぐ前になっておりまして、適正に管理をされておりました。その後、譲受人の さんのお父さんだと思うんですけども、出てきまして、今回は息子にそこに家を建てるために名義は多分おばあさんの名義だと思うんですけども、申請することになったということでございましたので、問題なく許可相当として判断してまいりました。ご審

議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図17ページ及び土地利用計画図の5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地1区画を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

同じく9月15日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに さんご本人からお話を聞きました。

現地は、この周りにはもうほとんど、何ていうんですか、建て売り住宅が立っておりまして、この一画だけちょっと残っているような形で、草はそれなりに生えておりました。このさんのすぐ自宅の目の前が今回の申請の土地なんですけれども、そこだけちょっと残しておいたんですけども、今回、手放すことにしたんだということで、未使用地ということもあり、問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図18ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地9区画を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(新井明弘君) 15番、新井です。

9月16日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そしてまた譲渡人の さんより話を聞きました。

現地はきれいに、何も作ってはいませんが、きれいに管理されておりました。

さんは耕作全然していないような状況で、こういう話といたしますか、売買の話が来たということで、それに応じて承諾したというようなことありますので、許可相当と判断しました。ご審議をお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図19ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、資材置場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、事務所に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(新井明弘君) 15番、新井です。

9月16日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そしてまた譲渡人の 〇〇の方に話を聞きました。

現地は何も作っていないわけですがけれども、そういう関係で草が生えているような状態でした。そして、〇〇さんはこの申請書の、〇〇さんはこの近くなんですけれども、資材置場がちょっと足りないというようなことで、ここを借りるというようなことで話がまとまったということでもありますので、許可相当と判断しました。ご審議をお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図20ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅4棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

9月19日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そしてまた譲渡人の さんに話を聞きました。

位置図で さんのお宅というのは、この と書いてありますよね、申請地のちよい上に、宅地、 と書いてあるんですけども、そこが さんの宅地でありまして、その後ろ、裏側も、そこも造成したんですけども、 さん関係で、そのときに造成会社、大宮の不動産会社を仲介して、その裏側を造成したそうなんですけれども、その関係でその大宮の不動産の仲介により を紹介されて、一応その申請地、 を造成するというようなことでありました。ここ、当然何も作っていないわけなんで、休耕地で草が生えているような状態だったんですけども、 さん、耕作は全然していないので、そういう話があるということで、売買というような形で申請したということでもありますので、許可相当と判断しました。ご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図は、本日お配りいたしました第5条-9①及び第5条-9②をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、6か月間の一時転用であり、改良後も担い手が小麦を作付する計画でございますので、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

9月16日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そしてまた譲渡人の下からさん、さん、さん、それからさん、話を聞いてきたわけですが、現地はこのさん以外の土地は稲が耕作してありました。さんのところは草が生えているような状態で、耕作していないような状態でした。さんのほうから、その裏側も植えてあるんですけれども、その右側などはもうさんの資材置場、この辺りの、大体、使用なんですけれども、さんは耕作しやすいように、盛って耕作すると、が耕作をするということなんですけれども、さんが埋めた場合に先ほどの佐久間さんの案件じゃないですけれども、埋めちゃうと、奥のほうはもう最近水たまりなので、やむを得ないといえますか、それと、その後何年も耕作できるわけじゃないからということで、皆さんと一緒にということで、協力するというようなことで、この申請地です、その地権者の方はいいですよと、協力しますよというようなことでありますので、ですから、ここを埋め立てて、麦なり大豆なり、さんが作付するというようなことでありますので、許可相当と判断しました。ご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図23ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

9月21日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認して、また、譲渡人の さんの奥様より話を聞きました。

さんというのは、皆さんご存じのとおり でありますので、 に住所はありますけれども、 の でありまして、この土地は何も耕作してありませんでした。でも、きれいに管理してありましたけれども、そこを さんの仲介で、売買するといようなことで、だから、 さんは の仲介により買うといようなことでありますので、許可相当と判断しましたけれども、ご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

時間もちょうど1時間たちましたので、ここで10分間の休憩を取りたいと思います。

再開は3時10分ということで、よろしく願いいたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時10分

○会長（小倉和夫君） 時間も経過しましたので、再開をいたします。

次に、11番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図24ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、本店と現在の資材置場の間に位置し、交通の利便性があることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

9月16日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そしてまた、譲渡人の さんの娘さんより話を聞きました。

この位置図で説明しますと、この申請地、 、その右に建物あります、そこが長屋で、斜め上が母屋になっているんですけども、そこ、一画が さん宅でありまして、この譲渡人の さんは、今施設のほうへ入っているそうなので、そこに今娘さんが独りで住んでいるそうなんですけど、これ申請地は宅地の中の一画でありますので、きれいになってはおりましたが、 さんも独りで、お父さんが施設に入っているというようなことで、せっぱ詰まるものがあるんでしょうね。この辺一帯を全部、ゆくゆくは売却するというような話なんですけれども、その農地の部分をここの さんが売買すると。この会社は なんですけれども、 の のほうに支店があるというようなことで、その辺の、その間の中間地点辺りを探していたそうなんですけれども、そんな関係でこの代表の さんよりそういう話がありまして、 さんはそこを離れて、売りたいようなことを言っていましたので、そういうことを嗅ぎつけてといたしますか、長沼さんが来て話をしたところ、いいですよというようなことで、売買ということで、この申請になったということでもあります

ので、許可相当と判断しました。ご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、12番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図25ページ、26ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、改良後も担い手が大豆を作付する計画でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 9月15日、推進委員の小林さんと現地を確認し、  
さんと さんから説明を受けました。

現地は低地で耕作しづらいため、畑に改良し大豆を作付するものとのことです。現地は雑草が繁茂している状況でありますので、適当と判断をいたしました。ご審議よろしくお願

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

12番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番及び14番の大越地区の案件については関連がございますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

5条の13番と14番は、隣接地で、譲受人及び目的が同一であり、関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図27ページ及び土地利用計画図の5-13、5-14をご覧ください。

本案件は、利根川の拡張工事に伴い、近隣住民が を申請地に移転し、譲受人に寄附することとしたが、農地であることから改めて申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、始末書が添付されており、寺の境内地に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番(松村文夫君) 8番、松村です。

今事務局の説明のとおりですが、9月14日、推進委員の腰塚さんと現地を確認し、代理人の さんから説明を受けました。

利根川の拡張工事により、 を申請地に移転したが、地域住民の意向で寺の境内地として寄附することとなったため、申請するものであるとのこととあります。やむを得ないものと判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、13番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図28ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に隣接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番(松村文夫君) 8番、松村です。

9月14日、推進委員の腰塚さんと現地を確認し、代理人の さんから説明を受けました。

現地は太陽光発電施設として維持管理しやすく、適当と判断したとのことでありま

す。○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図30ページ及び土地利用計画図の5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地1区画を開発するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

9月16日に推進委員の増田さんと、渡辺さんと共にこの代理人の さん立会いをいただきまして、聞き取り及び現地確認を行ってまいりました。

まず、 さんについては、高齢で農業はできない状況でございました。

この申請地ですけれども、集落内の農地で、一応、 さんの住まいはちょうどこの申請地の南側が住まいになるんですけれども、県道を挟んだ集落内の畑ということで、現在は何も作付された様子もなく、腰ぐらいの高さまで草が生えているような状況でした。

一応、譲受人は道路に面していることもあって、また、面積も広く、建築条件がよいということから、建築条件付売買予定地ということで、造成までを手がけて、1区画分を整備するといったようなことでした。開発に関しては何ら問題もなく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

17番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図3 1 ページ及び土地利用計画図の5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、従業員駐車場を整備するもので、令和4年7月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、既存の工場敷地の近接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

本件につきましては、9月15日、小坂推進委員と2人で現地調査、並びに聞き取り調査を行ってまいりました。

位置図にありますとおり、この土地は位置図の申請地のようという工場団地内の会社がございます、これは を作っているそうでございます、

で、今その隣、空いているんですが、ここに既にもう第2工場を作っておりまして、従業員の、これは説明にあるとおり、駐車場として を開発したいということなんです。譲渡人の さんは、その申請地の右の家がが、 さんのお住まいでございます。

当日は代理人に さんと さんに立会いをお願いして、確認をしました。特に、除外は済んでいるということで、問題はないというふうに判断しましたので、ご審議をお願いします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

18番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図32ページ及び土地利用計画図の5-19をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に隣接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

9月22日に松村推進委員と譲受人の代理であります行政書士の さん立会いの下、現地調査を行いました。

譲渡人の さんと さんはご兄弟で、相続されたそうなのですが、2人とも遠方に嫁いでいるため、維持管理ができないということだそうです。現地に関しましては、申請地の隣、 の隣なんですけれども、別の太陽光発電施設が設置してありました。草の管理はまあまあ少し生えているという感じの程度でした。周辺は太陽光を遮るものがなく盛土もしなくて済むため、今回の計画になったそうです。

この申請地の周りは太陽光発電施設が大変多くて、草の管理も全くされていないということが多いため、近隣の方が大変困っているという御意見をいただきました。くれぐれも雑草の管理をちゃんとしてほしいということをお願いしてまいりました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

19番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

---

◇

**◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決**

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農地経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙議案第4号をご参照ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分、合計39筆、面積3万8,450平米となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において、告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第4号「農地経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。

---

◇

**◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決**

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくは配偶者に関する事項について、議事に参与することができない」ということに私が該当しますので、議事の間、退席をいたします。

議事進行につきましては、柳田職務代理にお願いしたいと思います。

(小倉和夫委員 退室)

○職務代理(柳田 浩君) それでは、小倉会長に代わりまして、議事進行をいたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画(案)につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしくお願ひいたします。

以上です。

○職務代理(柳田 浩君) ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○職務代理(柳田 浩君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○職務代理(柳田 浩君) 挙手全員でありますので、同意とすることに決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、退席している小倉会長の入室をお願いします。

(小倉和夫委員 入室)

○職務代理(柳田 浩君) それでは、議事進行を小倉会長に戻すことにいたします。

◇

### ◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） それでは、報告第1号から第4号について、ご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の9ページからをご参照ください。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてでございますが、相続による届出について22件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、14ページをご参照ください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書についてでございますが、市街化区域の農地転用の届出について4件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、15ページをご参照ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書についてでございますが、市街化区域の農地転用の届出について5件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、16ページからご参照ください。

農地法第18条第6項の規定による通知書についてでございますが、農地貸借の合意解約による届出について31件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しいたします。



### ◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君） 小倉会長、議事の進行大変お疲れさまでございました。

それでは、これで最後になりますけれども、柳田職務代理、閉会のご挨拶をお願いします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日は大変お忙しい中、委員の皆様方には長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年第9回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時36分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年9月26日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 山 岸 和 男

署名委員 嶋 村 淨